

## 露店等の火災予防に関する指導要領

### 第1 趣旨

この要領は、京都中部広域消防組合火災予防条例（昭和57年京都中部広域消防組合条例第28号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、露店等の火災予防に関する指導について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 露店等 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しに際して行う露店、屋台その他これらに類するものをいう。
- (2) 対象火気器具等 火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって気体燃料を使用する器具、液体燃料を使用する器具、固体燃料を使用する器具若しくは電気を熱源とする器具をいう。
- (3) 携帯発電機 容易に移動できる構造の発電機で、液体燃料又は気体燃料を使用するものをいう。
- (4) 主催者 露店等が開設される祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しを主催する者をいう。
- (5) 露店等の関係者 露店等の開設者及び従事者をいう。

### 第3 届出

- 1 京都中部広域消防組合火災予防規則（昭和57年京都中部広域消防組合規則第18号）第17条第6号に規定する露店等の開設届出書（第13号様式の6。以下「開設届」という。）は、露店等が定期的開設される場合にあっても、開設する都度、届け出るように指導するものとする。
- 2 開設届の提出があった場合は、次に掲げる事項について、図面又は聞き取り等により確認するものとする。
  - (1) 露店等の開設場所
  - (2) 消火器の設置場所
  - (3) 対象火気器具等の種類及び数量
  - (4) 燃料の種類、保有量及び保管場所
  - (5) 電気の使用の有無
  - (6) 自主防火管理体制
- 3 開設届を返付するときは、露店等の開設における遵守事項（別記第1号様式）及び自主点検表（第2号様式）を添付するものとする。

### 第4 開設場所

署長は、次に掲げる場所には、露店等を開設しないよう指導するものとする。

- (1) 消火栓、防火水槽の投入口若しくは採水口又は消防用機械器具庫の出入口から5メートル以内
- (2) 消防自動車等の進入路等の付近
- (3) 防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所

## 第5 事前指導

- 1 署長は、開設届を受理したときは、第6から第18までに規定する火災予防上の指導を行うとともに、自主点検表を使用して露店等の安全を確保するよう指導するものとする。
- 2 署長は、主催者又は関係機関若しくは関係団体から要請があった場合は、火気等を使用する露店等の関係者を対象に火災予防のための講習を実施するものとする。

## 第6 自主防火管理体制

署長は、開設届の届出者に対し、露店等の開設時における自主防火管理体制を確保するため、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) 露店等の関係者に対し、消火器の取扱方法等を徹底すること。
- (2) 各露店等における火気の取扱状況及び危険物の保管・取扱状況が適正であることを確認すること。
- (3) 火災等が発生した場合における消火、通報、避難誘導等の担当者を事前に決めておくこと。

## 第7 消火準備

- 1 署長は、対象火気器具等を使用しない露店等においても消火の準備の必要性を指導するものとする。
- 2 署長は、消火器をあらかじめ点検するよう指導するものとし、腐食しているもの、安全栓が抜けているもの及び古くなったものにあつては、取り替えるよう指導するものとする。

## 第8 対象火気器具等

署長は、対象火気器具等を使用する露店等に対しては、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) 対象火気器具等の近くには、可燃性の物品を置かないこと。
- (2) 対象火気器具等は、安定した不燃性の床、台又は板（金属製のものを除く。）の上で使用すること。
- (3) 対象火気器具等の取扱説明書をよく読み、取扱説明書の記載内容に基づき、使用すること。

## 第9 液化石油ガス

署長は、液化石油ガス（以下「LPガス」という。）を使用する露店等に対しては、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) LPガスボンベ（以下「ボンベ」という。）は、直射日光及び火気等の近くを避け、常に摂氏40度以下に保つようにすること。
- (2) ボンベは、絶対に横置きにしないこと。
- (3) ボンベは、倒れないよう固定し、人がみだりに近づかない安全な場所に置くこと。
- (4) ボンベは、1日の営業に必要な本数のみ準備し、1本当たりの容量は50キログラム未満とすること。
- (5) LPガスを使用する器具及びゴム製のホースは、LPガス専用のものを使用すること。
- (6) ゴム製のホースは、ガス漏れがないかを点検し、古くなったもの及びひび割れのあるものは使用しないこと。

- (7) ゴム製のホースは、適正な長さで取り付け、火を使用する器具との接続部分は、ホースバンドその他これに類するもので締め付けること。
- (8) ゴム製のホースは、2本以上接続しないこと。
- (9) 1本のボンベから2以上の機器に分岐してLPガスを供給しないこと。ただし、分岐したものごとに開閉弁を設ける場合は、この限りでない。
- (10) LPガスは、屋外であってもガス漏れに十分注意すること。

#### 第10 カセットこんろ

署長は、カセットこんろを使用する露店等に対しては、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) カセットボンベの装着部分を覆うような調理器具は、使用しないこと。
- (2) カセットボンベは、カセットこんろに表示されているとおりに正しく装着すること。
- (3) カセットボンベは、直射日光及び火気等の近くを避け、温度が上昇しないように保管すること。

#### 第11 まき、炭等

署長は、まき、炭等を使用する露店等に対しては、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) 開設中は、火気付近を常に整理整頓し、みだりにそばを離れないこと。
- (2) 終了後の残火及び取灰の後始末を完全に行い、取灰などをみだりに捨てないこと。

#### 第12 電気器具

1 署長は、電気器具を使用する露店等に対しては、携帯発電機を使用しないよう指導するものとする。ただし、やむを得ない場合にあっては、ガソリン以外の燃料を使用する携帯発電機を使用するよう指導するものとする。

2 署長は、電気器具を使用する露店等に対しては、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) たこ足配線を避け、電気配線の許容電流を守ること。
- (2) コンセントの接続部分及び電気配線には、照明器具等の荷重が掛からないようにすること。
- (3) 電気器具、コンセント等を雨水等の水が掛かるおそれのある場所に設ける場合は、防水性能を有するものを使用すること。

#### 第13 携帯発電機

署長は、携帯発電機を使用する露店等に対しては、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) 事前に燃料を十分に給油し、露店等の開設後に給油の必要がないようにすること。
- (2) 可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
- (3) 安定した平らな場所で使用すること。
- (4) 雨水等の水が掛かる場所で使用しないこと。
- (5) 燃料漏れがないことを確認してから使用すること。
- (6) 携帯発電機の排気は、携行缶、ボンベ及び可燃性の物品に当たらないようにすること。
- (7) 携帯発電機を稼働したままで、給油又は移動させないこと。
- (8) 給油が必要となったときは、風通しが良く、可燃性蒸気が滞留するおそれのない

場所で、周囲に人がいないこと及び火気の使用がないことを確認したうえで、給油すること。

- (9) 燃料を給油するときは、こぼさないようにすること。
- (10) 燃料がこぼれたときは、きれいに拭き取り、乾かしてから使用すること。
- (11) 取扱説明書をよく読み、取扱説明書の記載内容に基づき、使用すること。

#### 第14 危険物容器

署長は、危険物を使用する露店等に対しては、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) 危険物の保管は、指定数量の5分の1未満の必要最小限の量とすること。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消防法令に適合した容器を使用すること。
- (3) 携行缶のキャップを開ける前には、圧力弁等を操作して圧力を抜くこと。
- (4) 危険物容器は、直射日光及び火気等の近くを避け、温度が上昇しないように保管すること。

#### 第15 がん具用煙火

署長は、がん具用煙火を販売する露店等に対しては、がん具用煙火を蓋のある不燃性の容器等に入れるか、防炎処理をした覆いをするよう指導するものとする。

#### 第16 暖房器具

署長は、暖房器具を使用する露店等に対しては、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) 暖房器具と可燃物との距離を十分に保つこと。
- (2) 暖房器具を付けたままで、その場を離れないこと。
- (3) 燃料を給油するときは、必ず暖房器具の火を消すこと。

#### 第17 放火防止対策等

署長は、2日以上連続して露店等が開設されるときは、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) 夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料を設置したままにしないこと。
- (2) 可燃物の持ち帰り、定期的なパトロール、防炎品の使用など放火を防止するための対策を講じること。

#### 第18 現地指導

1 署長は、対象火気器具等を使用する露店等が開設される場合にあつては、露店等の開設後、必要に応じて、主催者又は露店等の関係者に対し、火災予防上の危険等について現地指導を行うものとする。

2 署長は、対象火気器具等を使用しない露店等においても必要に応じて、現地指導を行うものとする。

3 署長は、新たに露店等を確認したときは、この要領に基づき、指導するものとする。

附 則（平成25年10月4日付け25消第294号）

この要領は、平成25年10月10日から施行する。

附 則（平成26年8月6日付け26消第218号）

この要領は、通知の日から施行する。

## 露店等の開設における遵守事項

露店等を開設するときは、次の事項を遵守してください。

- 1 露店等は、消防水利（消火栓、防火水槽等）の付近（5メートル以内）には開設しないこと。
- 2 露店等は、消防自動車等の進入路付近や周囲の建物からの避難に支障を及ぼす場所には開設しないこと。
- 3 火災等の発生に備え、消火、通報、避難誘導等の担当者を決めておくこと。
- 4 火気等を使う露店等には、消火器を設置し、その他の露店等には、水バケツ等の消火準備を整え、その取扱方法を徹底すること。
- 5 LPガス、カセットこんろ、暖房器具などの火気器具を使用する場合は、正しい取扱方法及び防火安全上の管理を徹底すること。
- 6 携帯発電機は、原則として使用しないこと。やむを得ず、携帯発電機や危険物容器を使用する場合は、消火器を設置し、正しい取扱方法及び防火安全上の管理を徹底すること。
- 7 がん具用煙火は、蓋のある不燃性の容器等に入れるか、防炎処理をした覆いをするよう徹底すること。
- 8 露店を2日間以上にわたり開設する場合は、露店終了後にLPガスボンベ等や可燃物を持ち帰るとともに、整理整頓をしておくよう徹底すること。
- 9 露店等の開設期間（日時）及びその内容等の届出事項を変更したときは、消防署に連絡すること。

## 自主点検表

点 検 事 項		確認欄
開 設 場 所	露店等は、消防水利（消火栓、防火水槽等）の付近（5メートル以内）に開設していませんか。	
	露店等は、消防自動車等の進入路付近や周囲の建物からの避難に支障を及ぼす場所に開設していませんか。	
消 火 準 備	消火器（火気を使用する露店等）、水バケツ等（他の露店等）を準備していますか。	
	消火器は、点検しましたか。また、腐食しているもの、安全栓の抜けているもの、古くなったものを使用していませんか。	
対象火気器具等	対象火気器具等の近くに可燃性の物品を置いていませんか。	
	対象火気器具等は、安定した不燃性の床などの上で使用していますか。	
液化石油ガス	LPガスボンベは、直射日光や火気等の近くを避け、倒れないように固定し、人が近づかない安全な場所に置いていますか。	
	LPガスを使用する器具やゴムホースは、LPガス専用のものを使用していますか。	
	ゴムホースは、ガス漏れがないかを点検しましたか。また、古くなったものやひび割れのあるものを使用していませんか。	
	ゴムホースは、適当な長さで取り付け、火を使用する器具との接続部分は、ホースバンド等で締め付けていますか。	
カセットこんろ	カセットボンベの装着部分を覆うような調理器具を使用していませんか。	
	カセットボンベは、直射日光や火気等の近くを避け、温度が上昇しないように保管していますか。	
まき、炭等	火気付近の整理整頓をしていますか。	
電 気 器 具	たこ足配線を避け、電気配線の許容電流を守っていますか。	
	コンセントの接続部分や電気配線には、照明器具等の荷重が掛からないようにしていますか。	
	雨水等の水が掛かるおそれのある場所に設ける電気器具、コンセント等は、防水性能を有しているものを使用していますか。	
携 帯 発 電 機	事前に燃料を十分に給油し、露店の開設後に給油の必要がないようにしていますか。	
	可燃性ガスや蒸気が滞留するおそれがなく、安定した平らな場所、雨水等の水が掛からない場所で使用していますか。	
	携帯発電機の排気が携行缶、ボンベ、可燃性の物品に当たらないようにしていますか。	
危 険 物 容 器	危険物容器は、消防法令に適合したものを使用していますか。	
	危険物容器は、直射日光や火気等の近くを避け、温度が上昇しないように保管していますか。	
が ん 具 用 煙 火	がん具用煙火は、蓋のある不燃性の容器等に入れてありますか。又は、防火処理をした覆いをしていますか。	
暖 房 器 具	暖房器具は、可燃物との距離を十分に保っていますか。	
放火防止対策等 （2日目以降）	LPガスボンベその他の燃料を設置したままにいませんか。	
	可燃物の持ち帰り、定期的なパトロール、防火品の使用など放火を防止するための措置を行いましたか。	

備考 点検事項のうち、該当する事項を確認し、チェックしてください。